

陳情文書表

令和6年12月4日提出

受付番号	陳情第10号
受付年月日	令和6年10月10日
陳情件名	「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見書の提出についての陳情
陳情者住所	伊勢原市上粕屋
陳情者氏名	石倉 友二
陳情の要旨	<p>陳情の趣旨</p> <p>今年6月8日、ローカルフード法案（正式名称：地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案）が国会の参議院事務総長に提出されました。まだ審議に至らず、今後の臨時国会などで審議されるようです。</p> <p>現在、日本の農業と食料における大きな問題の一つは、食物自給率37%という低いレベルであることです。</p> <p>今後、世界各地の戦争、災害、気象異常などにより世界的に食料難になる可能性もあり、その際、食物の運搬の困難や、現在の食料輸出国が自国民を最優先して食料輸出をしなくなる可能性はあり、食料困難事態に備えるためには日本の食料自給率を上げることは食料に関する最優先課題です。</p> <p>その中で種子の自給も進めていく必要があるのは言うまでもありません。種子がなければ農業生産ができないのは説明不要な事実です。種子が輸入に頼っていた場合、種子輸入の停止や価格高騰で、農業生産が困難になることが想定されます。世界的な農業多国籍企業が営利のため種子の特許により、種子の独占と食料支配を進めているという世界的な現実があります。こうした事態を防ぐためには、特許がなく地元の風土に合った日本の在来種（古来からある日本の種子）を守っていく必要があります。種子は守らなければ消えてしまう可能性があり、現にいくつもの種子が世界中で消滅してきました。また、多国籍企業の種子特許による食料支配を止めるためには、日本の古来の種子を守り、その種子が在来種であることをきちんと証明できなければなりません。在来種の種子を守ることが食料自給と食の安全の基礎なのです。</p> <p>在来種の種子を守るために、ローカルフード法案（正式名称：地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案）が国会に提出されました。私は法案の成立を切望しています。</p>

ローカルフード法案HPではこの法案の成立により期待できる成果を以下のよう
に主張をしています。

- 1 在来種を含む地域の種苗の確保。（今、地域から急速に失われようとして
いる在来種を含め、地域で重要な役割を果たしている多様なタネや苗を守
ります。）
- 2 地域の農家を守ります。（急速に農家の数が減っています。農業をやりたい
人は実は増えています。地域の食を守る政策を作ることによって地域の農家
を守ることは可能です。）
- 3 安全な食の確保。（輸入に頼った農薬や化学肥料、添加物漬けの食品では
なく、地域や近郊で作られたより安全な食を確保します。）
- 4 学校給食を無償でオーガニックに。（子どもたちの学校給食を無償化し
て、農薬や化学肥料への依存を可能な限り減らし、オーガニックを目指し
ます。）
- 5 地域の食のシステムを再構築します。（学校だけでなく、地域のマーケッ
ト、レストランもより健康と環境にいいものに！地域の経済にも貢献でき
ます。）
- 6 気候変動や国際紛争を未然に防ぎます。（地域循環型の食のシステムを作
ることによって気候変動を抑え、資源をめぐる争いの必要のない世界を作る基礎
ができます。）

私は以上の趣旨に同意し、食糧危機に対応し、食料自給を進め、食の安全の基
礎となるこの法律は、今後の食料、農業政策の基盤になるものだと私が信じて法
案の成立を切望しています。是非、伊勢原市議会から地方自治法第99条の規定
によりこの法案の審議と成立を希望する意見書の提出をお願いいたします。

陳情項目

- 1 「地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案」の国会
審議と成立を衆議院、参議院、内閣総理大臣、農林水産大臣に求める意見
書を提出することを陳情いたします。

令和6年10月10日

伊勢原市議会議長 大山 学 殿

タネと水を守る県央市民の会
共同代表 石倉 友二 印